

## 「年末年始無災害運動」を展開しましょう！ ～健康と安全で幸せつなぐ年末年始～

### (1) 管内の労働災害発生状況

令和5年10月末現在における銚子監督署管内（銚子市、旭市、匝瑳市、東庄町）の休業4日以上の労働災害の発生状況（新型コロナウイルス感染を除く。）は、143件と前年比+10件の状況となっております。中でも、食料品製造業や小売業などにおいて、転倒災害が増加傾向にあります。

第14次労働災害防止計画では、「死傷災害について、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転じさせること」を目標としております。

事業場の皆様におかれましては、引き続き、労働災害の防止に向けた取り組みを積極的に進めていただくようお願いいたします。

### (2) 「年末年始無災害運動」を展開しましょう。

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で53回目を迎えます。

特に年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増します。

各事業場におかれましては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施、感染症予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組みましょう。

無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、本年度の年末年始無災害運動を展開しましょう。



#### <実施期間>

令和5年12月 1日から  
令和6年 1月15日まで

#### <運動標語>

「健康と安全で幸せつなぐ年末年始」

（令和5年度 年末年始無災害運動実施要領）



# (3) 「年収の壁・支援強化パッケージ」のお知らせ

今年**30年ぶりの高い水準での賃上げ**、地域別最低賃金の全国加重平均は1004円となりました。短時間労働者にもこのような賃上げの流れを波及させていくためには、**本人の希望に応じて可能な限り労働参加できる環境作り**が大切です。

わが国では、2040年にかけて生産年齢人口が急減し、社会全体の労働力確保が大きな課題となっています。既に、企業の人出不足感は、コロナ禍前の水準に近い不足超過となっており、**人出不足への対応は急務**となっています。

当面の対応として、政府は「**年収の壁・支援強化パッケージ**」をとりまとめ、支援を開始しました。

厚生労働省  
からの  
お知らせ

## 「年収の壁・支援強化パッケージ」

パート・アルバイトで働く方が

「**年収の壁**」を意識せず

に働ける環境づくりを後押しします。



### パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、厚生年金・健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、国民年金・国民健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。

#### 「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、厚生年金や健康保険の加入に併せて、**手取り収入を減らさない取組**を実施する企業に対し、**労働者1人当たり最大50万円の支援**をします。

- (※) ・社会保険適用促進手当を支給(社会保険料の算定対象外)
- ・賃上げによる基本給の増額
- ・所定労働時間の延長

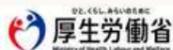
▶ この他に「配偶者手当への対応」もあり、各対応の詳細は裏面をご覧ください。

#### 年収の壁突破・総合相談窓口

0120-030-045  
(フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30~18:15  
(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

年収の壁に関する  
厚生労働省HP



### 「106万円の壁」への対応

#### ◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

詳細はこちら



#### (1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の <b>15%以上を追加支給</b> (社会保険適用促進手当)	<b>1年目 20万円</b>
② 賃金の <b>15%以上を追加支給</b> (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	<b>2年目 20万円</b>
③ 賃金の <b>18%以上を増額</b>	<b>3年目 10万円</b>

#### (2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	<b>30万円</b>
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合、大企業の場合は3/4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

#### ◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

<適用イメージ> 時給が上がり(年収104万→106万円)厚生年金・健康保険に加入した場合

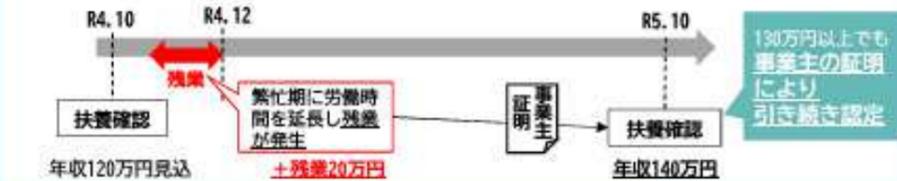


(※) 保険料は、厚生年金、健康保険(協会けんぽ)等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。なお、手取り収入は税金については考慮していない。

### 「130万円の壁」への対応

#### ◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



### 配偶者手当への対応

企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表しました。

詳細はこちら



「**年収の壁・支援強化パッケージ**」の詳細はこちら(厚生労働省HP)



「**キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇コース)**」の詳細はこちら(厚生労働省HP)



・「**年収の壁突破・総合相談窓口**」(コールセンター)(フリーダイヤル・無料)にもご相談いただけます。

受付時間 平日 8:30~18:15 ☎ 0120-030-045

また、

・キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、千葉労働局職業対策課 分室(043-441-5678)までお問い合わせください。